

XII 電氣保安關係

1 概 要

都市化の進展等に伴い、最近の建物構造物における電気設備は多様化大型化し、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に起因する停電等の事故が全国的に発生しているが、これに対して、その作業段階での保安を抜本的に強化して事故の未然防止を図ることが大きな課題となっている。このため、新たに自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する第一種電気工事士、特殊電気工事資格者等の資格を定めるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事業を営む者についても、登録又は通知の制度を実施し、所要の規制を及ぼす等の必要から昭和62年に関係法令の大幅な改正があり、昭和63年9月から施行された。県においては、関係法令について関係機関と連携を密にしながら推進し、電気保安の一層の確保を図っているところである。

(1) 電気工事士法関係

電気工事士法は電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としている。

昭和62年9月に電気工事士法の改正があり、第一種電気工事士と第二種電気工事士に分けられ、昭和63年9月1日から施行されている。

電気工事士試験は、(一財)電気技術者試験センターが実施している。

平成25年度の合格者(技能試験合格者)は、関東地区において、第一種電気工事士試験は4,483名(合格率72.6%)、第二種電気工事士試験は27,083名(合格率74.5%)であった。

全国においては、第一種電気工事士試験は15,083名(合格率75.8%)、第二種電気工事士試験は64,000名(合格率76.0%)であった。

(2) 電気用品安全法関係

電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としている。

平成13年4月1日に、電気用品取締法から電気用品安全法となり、従来の取締を主体とした規制体系に加え、民間による安全確保体系への制度移行が明確にされた。

また、電気用品にはPSEマークの表示が義務付けられ、取締法表示又はPSEマークが表示されていない電気用品は原則、販売・陳列が出来なくなった。このため、販売店及び取扱店に立入検査を行い、法令遵守の指導を行うとともに、消費者の保安確保と災害防止の観点から、広報やホームページを通じて電気用品安全法の周知に努めている。

なお、本業務については、平成24年度の地方分権一括法の施行により県内12市、さらに、知事の権限委譲特例条例により吉岡町・榛東村が実施主体となったため、県における管轄はその他の郡部町村となっている。

(3) 電気工事業法関係

電気工事業法は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保して一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的としている。

昭和62年9月に電気工事業法が改正され、一般電気工作物に加えて自家用電気工作物を法の適用範囲とし、電気保安の確保がますます必要となった。

また、生活様式の変化にともない、家屋構造における配線技術の革新等から一般用電気工作物が多様化している。そこで、電気工事業者の適正な業務の実施と災害発生の防止に万全を期するため、法第29条に基づく立入検査を実施している。

| | | | |
|-------|---|----------|---------|
| ・立入検査 | { | 電気用品関係 | 2店(38点) |
| | | 電気工事業者関係 | 379業者 |

(4) 保安対策

電気三法（電気工事士法、電気用品安全法、電気工事業法）は総合的に作用して実効があがるものであり、電気工事士の資質向上と電気工事業者の責務の自覚及び適正な電気用品の使用が電気の保安確保の根幹をなすものである。

そのため、群馬県電気工事工業組合及び東京電力株式会社群馬支店など、関係団体との連携を密にし、電気用品及び電気工事業者への立入検査を実施するとともに、自主保安活動が最も実効あるものとするために有効かつ適切な指導を協力して行い、電気の保安確保を図っている。

2 電気工事士免状交付状況

| 年 度 | 2 3 | | 2 4 | | 2 5 | |
|-------|-------|-------|-------|----------|-------|----------|
| | 第一種 | 第二種 | 第一種 | 第二種 | 第一種 | 第二種 |
| 新規交付 | 1 1 5 | 8 1 8 | 9 6 | 9 1 1 | 7 6 | 9 3 2 |
| 再 交 付 | 1 6 | 4 5 | 2 8 | 7 8 | 2 3 | 7 9 |
| 書 換 | 2 | 1 4 | 5 | 1 2 | 2 | 9 |
| 合 計 | 1 3 3 | 8 7 7 | 1 2 9 | 1, 0 0 1 | 1 0 1 | 1, 0 2 0 |

3 電気工事業者登録等の推移

| 年 度 | 2 3 | 2 4 | 2 5 |
|---------|----------|----------|----------|
| 登録業者 | 1, 2 2 5 | 1, 2 3 0 | 1, 2 5 7 |
| みなし登録業者 | 6 0 9 | 6 0 5 | 6 0 9 |
| 通知業者 | 4 | 4 | 4 |
| みなし通知業者 | 1 | 1 | 1 |
| 合 計 | 1, 8 3 9 | 1, 8 4 0 | 1, 8 7 1 |

4 電気用品販売店立入検査実施状況

| 年 度 | 2 3 | 2 4 | 2 5 |
|----------|-----|-----|-----|
| 立入検査販売店数 | 1 2 | 2 | 2 |
| 違反販売店数 | 0 | 0 | 0 |

※平成20年度までは11行政事務所で実施、平成21年度からは県庁消防保安課で実施
平成24年度から各市に権限移譲等により県での実施は減少

【平成25年度実施結果】

| 電気用品の区分（全20区分） | | 検査用品数 | 違反用品数 |
|-------------------|---------------|-------|-------|
| 特定電気用品 | 電 線 | 0 | 0 |
| | ヒューズ | 0 | 0 |
| | 配線器具 | 1 1 | 0 |
| | 電熱器具 | 0 | 0 |
| | 電動応用機械器具 | 0 | 0 |
| | その他の交流用電気機械器具 | 3 | 0 |
| 特定電気用品 以外の電気用品 | 電熱器具 | 3 | 0 |
| | 電動応用機械器具 | 0 | 0 |
| | 光源応用機械器具 | 1 3 | 0 |
| | 電子応用機械器具 | 8 | 0 |
| | その他の交流用電気機械器具 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 3 8 | 0 |

5 電気工事業者立入検査実施状況

| 年 度 | 2 3 | 2 4 | 2 5 |
|----------|-------|-------|-------|
| 立入検査事業所数 | 3 0 9 | 3 4 6 | 3 7 9 |
| 登録業者 | 2 2 5 | 2 3 6 | 2 6 3 |
| みなし登録業者 | 8 4 | 1 1 0 | 1 1 6 |
| 違反件数 | 2 2 0 | 2 6 9 | 2 8 1 |
| 登録業者 | 1 7 6 | 1 8 3 | 2 0 3 |
| みなし登録業者 | 4 4 | 8 6 | 7 8 |

※平成20年度までは11行政事務所で実施、平成21年度からは5行政事務所に集約し実施

【平成25年度実施結果】

| 違反内容 | 登録業者 | みなし登録業者 | 合計 |
|---------------|------|---------|-----|
| 登録(届出)事項との不一致 | 9 | 6 | 15 |
| 主任電気工事士関係 | 7 | 0 | 7 |
| 電気工事士以外の工事従事 | 0 | 0 | 0 |
| 電気工事業者以外の工事請負 | 0 | 0 | 0 |
| 電気用品の未表示使用 | 0 | 0 | 0 |
| 検査器具の不備 | 16 | 3 | 19 |
| 標識の不備 | 110 | 38 | 148 |
| 帳簿の不備 | 61 | 31 | 92 |
| 違法工事の施工 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 203 | 78 | 281 |